

つがる市

移住  
体験  
ツアー

2024年

1月

19  
[金]

20  
[土]

21  
[日]

JR木造駅



青森県つがる市



定員 4名



冬の気温・雪道に適した服装



締切 2023年12月17日(日)



新青森駅 東口

※ 新青森駅までの旅券はご自身で手配ください



無料

※ 交通費助成上限2万円  
(JR新青森駅までの交通費が上限額2万円を超えた分については自己負担)



・青森県外在住でつがる市への移住に興味関心がある方  
・ツアー終了後に簡単なアンケートにご記入いただける方

- ※ 観光目的での参加はご遠慮ください。
- ※ つがる市広報、公式SNSでツアーの様子を発信します。ご了承の上お申込みください。
- ※ 参加者は申し込み内容の事前アンケートを元に決定いたします(先着ではございません)。



主催

つがる市

総務部地域創生課  
TEL: 0173-42-2271

企画・実施

株式会社  
また旅くらぶ

<https://matatabi-club.com/>

〒030-0945 青森県青森市桜川3-12-8 また旅はうす 1F  
TEL: 017-752-6705 FAX: 017-752-6704  
青森県知事登録旅行業第2-160号(一社)全国旅行業協会正会員  
国内旅行業務取扱管理者: 高木まゆみ  
営業時間: 10:00 ~ 16:00 (土日祝休業)



# つがる市冬の移住体験ツアー

つがる市で冬の暮らしを体験し、移住の不安やお悩みを解消しませんか？  
 青森県西北に位置するつがる市は、人口約3万人、米やメロンの栽培が盛んな地域です。  
 見渡す限りの津軽平野と広い空に囲まれ、四季折々の食や趣味を楽しみながら生活しています。  
 冬は地吹雪や寒さで大変な時期ですが、移住を考える際に必ず見てほしい季節です。



## ツアーのポイント



### 先輩移住者・地元住民との交流（夕食）

地域を知るには地元の人からお話を聞いた方がわかりやすいと思います。  
 移住をお考えの皆さんの疑問や不安を先輩移住者や地元住民に聞く時間を設けています。  
 食事をしながら楽しい時間を過ごしましょう。



### 雪の中で過ごし、暮らしの工夫を知る

まずは日課の雪がきをやってみましょう。  
 雪がき後の「寒いのに暑い」経験を一緒に。  
 ほかにモアパート、空き家、スーパーの見学、防寒グッズ紹介など、暮らしに密着したツアー内容です。  
 津軽地域に伝わる食も味わえます。



### 移住お悩み相談会

引っ越し時の費用や準備すべきものの説明に加え、「自治会は？ゴミ出しは？教育環境は？」等、移住者が感じた首都圏との違いをご紹介します。  
 そのほか移住支援金をはじめ、つがる市で使える補助金についてもお話し、相談を実施します。



### オンラインによる事前面談を実施

ご希望に沿ったツアーになるよう、お申し込み後、事務局とオンラインの事前面談を行います。  
 事前の質問や話を聞いてみたい方、ご要望などその際にお知らせください。



## 行程



### 旅行条件（要旨）

※この書面は旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

- 募集型企画旅行契約  
この旅行は、株式会社つがる（以下「当社」）が企画・実施する旅行であり、これに参加されるお客様は当社と「募集型企画旅行（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、契約の内容条件は募集広告（チラシなど）に記載している条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行の一部によります）」
- 予約の申し込みと契約の成立  
当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によりお申込みください。旅行契約の成立は、当社が電話または郵便で旅行契約締結の承認通知を発信したとき（E-mail など電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき）とします。
- 旅行代金に含まれるもの  
当リーフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、消費税など諸税が含まれます。これら以外の費用は旅行代金に含まれません。
- 当社の責任  
(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させたものの故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた被害を賠償いたします。

- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代理者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。
- 当社は手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の定めにかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他の「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償対象としません。
- 個人情報の取扱い  
(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの配及及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

### お申し込み方法



お電話で  
017-752-6705



インターネットで  
<https://matatabi-club.com/tour/2169.html>

